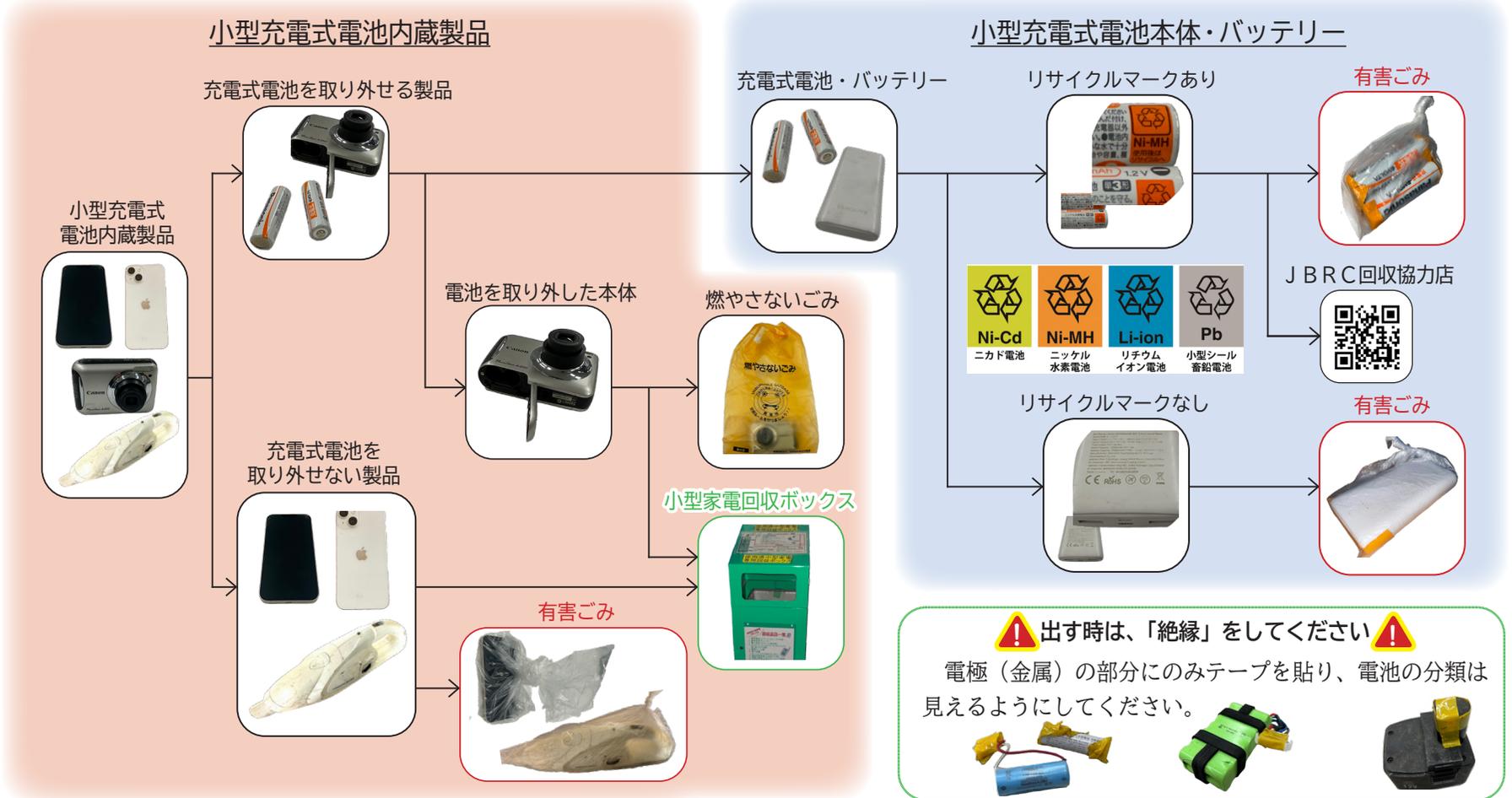


4月から小型充電式電池の収集を始めます 問 清掃リサイクル課清掃係

新たに小型充電式電池（ニカド電池、ニッケル電池、リチウムイオン電池、小型シール鉛蓄電池）の収集を始めます。

★小型充電式電池の排出方法

- ① 「**有害ごみ**」の日に透明または半透明の袋に入れて、朝8時までに出してください。
- ② 15cm×30cmの投入口に入るものは、市役所・市民センター等に設置してある「**小型家電回収ボックス**」に投入できます。
- ③ 50cmを超えるものは「**粗大ごみ**」としてリサイクルセンターへの持ち込み、または自宅回収の電話予約をお願いします。



Q. 充電式電池はどのような製品に使われていますか。

A. スマートフォンやモバイルバッテリーのほか、以下のようなものにも使われています。



Q. 小型充電式電池が使われているものか見分ける方法がありますか。

A. 製品に充電機能がついており、コンセントを差し込まなくても使えるようなものに小型充電式電池は使われています。電源コードがあり、コンセントに差し込んで使用するものは小型充電式電池内蔵製品ではありませんので、50cm未満のものは**小型家電回収ボックス**または**燃やさないごみ**として出してください。



Q. 充電式電池を回収して火災の原因になりませんか。

A. 火災事故等是不適正な排出から生じるものであり、安全な収集と適切な処理により事故を減らせます。フローチャートや図を参考に適切に処理し、排出するようご協力をお願いします。

Q. テレビ、エアコンやパソコンなども収集できるようになりますか。

A. 家電リサイクル法の対象商品（テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機）は市では収集できません。購入店または買い替えをするお店に引き取りを依頼してください。またパソコンも資源有効利用促進法により収集できないものになるため、市と協定を結んでいる「リネットジャパンリサイクル(株)」のサービスをご利用ください。

4月から「燃やさないごみ」の収集日が変わります

問 清掃リサイクル課清掃係

年末年始において「容器包装プラスチックごみ」の収集間隔が長くなっていることから、その改善を目的に、「燃やさないごみ」の収集日を現在の「第1週」から「第3週」に変更します。

あわせて「容器包装プラスチックごみ」を「第3週」から「第1週」に変更します。
※年末年始だけの対応でなく、通年での変更です。

週	現行	変更後
第1週	燃やさないごみ	容器包装プラスチックごみ
第2週	容器包装プラスチックごみ	容器包装プラスチックごみ
第3週	容器包装プラスチックごみ	燃やさないごみ
第4週	容器包装プラスチックごみ	容器包装プラスチックごみ
第5週	容器包装プラスチックごみ	容器包装プラスチックごみ

雑がみ収集啓発袋を配布します

問 清掃リサイクル課ごみ減量推進係

燃やすごみに含まれる雑がみを資源ごみとして出し、分別を習慣化してもらえよう、雑がみを保管する際に使用する「雑がみ収集啓発袋」を希望者に無料配布します。

配布開始日 1月15日（水）～無くなり次第終了

配布数 5,000枚

配布場所 総合案内（市役所1階）、清掃リサイクル課（市役所5階）、リサイクルセンター粗大ごみ持ち込み受付（新町6-9-1）、各市民センター※ひとり1枚まででお願いします。

